基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年九月十八日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年十月三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年八月三十一日

東京都台東区雷門一丁目四番四号
株式会社デジタルフォレスト
代表取締役社長　早川　哲司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県川口市朝日一丁目六番一四号
川口内燃機鋳造株式会社
取締役社長　金井　芳雄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月三十一日

兵庫県姫路市木場一三八一番地一
株式会社伸共建設
代表取締役　三宅　信行

合併につき株券等提出公告

当社は、昭和自動車株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月三十一日

兵庫県加古川市志方町原二六三番地
株式会社兵庫建設
代表取締役　藤原　久豊

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月三十一日

佐賀県唐津市和多田用尺五番二号
昭和タクシー株式会社
代表取締役　金子　晴信

株式交換につき株券等提出公告

当社は、東洋製罐株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月三十一日

東京都品川区東五反田二丁目一八番一号
東罐興業株式会社
代表取締役　筒井　栄二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるエリック・ダンケルクが退任することに対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年八月三十一日

神奈川県横浜市青葉区鉄町二一〇二
SENIDECO FRANCE
日本における代表者
エリック・ダンケルク

限定承認公告

本籍北海道釧路市新栄町一一番、最後の住所北海道釧路市新栄町一一番一号
被相続人　亡　加川　健一

右被相続人は平成二十四年五月十五日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十三日釧路家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

北海道釧路市新栄町一一番一号
相続財産管理人加川トミ子
代理人弁護士　今　瞭美

限定承認公告

本籍宮城県仙台市青葉区新坂町一一五番地の四、最後の住所宮城県仙台市青葉区上愛子字車五六番地の一九　被相続人　亡　庄子　政美

右被相続人は平成二十四年一月七日死亡し、その相続人は平成二十四年八月三日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

宮城県仙台市青葉区上愛子字車五六番地の一九
限定承認者　庄子　政淑

限定承認公告

本籍栃木県下野市薬師寺一三九七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　舘野　晴美

右被相続人は推定平成二十三年六月から八月死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十三日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

栃木県小山市大字雨ヶ谷新田五三番地五
相続財産管理人　中山　美幸
栃木県宇都宮市滝谷町一一番一四号弁護士
法人佐藤貞夫法律事務所
右代理人弁護士　中澤　浩平

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市西岩田三丁目一番、最後の住所大阪府東大阪市小若江三丁目一九番一三号　被相続人　亡　市村　栄博

右被相続人は平成二十四年五月六日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

東京都多摩市連光寺三丁目四番地の一ドゥエル聖蹟三〇一　限定承認者　市村　勇樹

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長生村本郷三二四〇番地、最後の住所千葉県市川市市川三丁目六番七号
コーポ富士一棟一〇三号
被相続人　亡　秋葉　浪江

右被相続人は平成二十四年一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十三日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

東京都港区西新橋一丁目二一番八号弁護士ビル（森ビル一四）八階八〇八号室　井上法律事務所
相続財産管理人秋葉裕子
代理人弁護士　國井　敏明

限定承認公告

本籍岐阜県高山市松本町二〇七〇番地七一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　雅俊

右被相続人は平成二十四年二月八日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十二日岐阜家庭裁判所高山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

愛知県安城市末広町一〇番一〇号アイリス法律事務所安城事務所
相続財産管理人　弁護士　原　英士

限定承認公告

本籍大阪府大阪市西区京町堀二丁目九二番地、最後の住所大阪府豊中市庄内西町四丁目一六番一二号　被相続人　亡　橋本　信子

右被相続人は平成二十三年九月四日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

大阪市西区立売堀五丁目二―七―二〇七
限定承認者　橋本　正博

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四〇	上	終りから一七行	閉囲された焼却炉のある場所	閉囲された焼却炉のある場所
〃	〃	終りから八行	所	囲された場所

平成二十四年六月二十九日（号外第百四十二号）公布国土交通省令第六十五号（船舶設備規程等の一部を改正する省令）（原稿誤り）

平成二十四年六月二十九日（号外第百四十二号）公布国土交通省告示第七百六十八号（航海用具の基準を定める告示の一部を改正する件）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月三十一日付第一八九号
府調達第一六七号六四ページ

四〇ページ●同日付第一九〇号九六ページ●同日付政ジ●七月二十七日付参会第二一号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）